

日本政策金融公庫との「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結について

株式会社七十七銀行（代表取締役頭取 小林 英文）は、株式会社日本政策金融公庫 仙台支店（支店長 穴戸 俊一郎）と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 連携の目的

近年頻発・激甚化している自然災害や、感染症の発生等、様々な危機の発生に備え、事前に業務連携の方針を定めておくことで、危機発生時においても、地域の事業者に対し切れ目のない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できる体制を整備するものです。

2. 業務連携の内容

日頃から危機事象の発生に備えた連携をするとともに、危機事象が発生した際は、以下の事項を行います。

- (1) 各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- (2) コンサルティング機能を発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者等の紹介
- (3) 地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施
- (4) 職員の緊急避難先として、相互の建物への避難
- (5) 物資等の供出
- (6) その他危機事象発生時に必要となる連携

注. 日本政策金融公庫は、仙台支店、石巻支店および一関支店が対象となります。

3. 締結日

2026年6月1日（月）

以 上



もっと、ずっと、地域と共に。